

証券コード：2612  
平成24年6月4日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田八丁目2番8号

**かどや製油株式会社**

代表取締役社長 小澤二郎

### 第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

尚、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月25日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪3丁目13番1号  
グランドプリンスホテル新高輪3階「天平」の間  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項  
報告事項 第55期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 監査役5名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kadoya.com>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告  
(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、平成23年3月11日に東北、関東地方を中心に発生した大地震の痛手からは立ち直りの兆しが見えておりましたが、デフレや世界的な金融不安による急激な円高等によって景気の先行きは不透明な状況にあり、厳しい状況が続いております。

食品業界におきましても、生牛肉による食中毒事件の影響は収まりつつあるものの、食品から放射能検出が続いていること等から、食品の安全性に対する意識は高く、風評被害も懸念される状況にあります。

このような状況下、当社はテレビコマーシャルの実施や新聞への折り込み広告等を通じて需要の掘り起こしを図りましたが、焼肉業界の冷え込みによる業務用の落ち込みはカバーし切れず、売上高は前年同期比2.1%減となりました。

コスト面では、原料払出価格が安定したことにより、3期前に原料購入価格が高騰したことによる仕掛品や製品の在庫評価への影響がほぼなくなったこと等から、売上原価は前年同期比5.2%減となりました。

一方、販売費及び一般管理費は、販売数量を確保するため販促費が増加したことやセサミンの周知を図るべく新聞広告を積極的に展開したこと等により、販売経費は前年同期比7.5%増加したため、全体では前年同期比4.7%増加となりました。

この結果、売上高は、21,366百万円（前年同期比469百万円減）、経常利益は2,611百万円（前年同期比119百万円減）、当期純利益は1,439百万円（前年同期比82百万円減）となりました。

また、平成24年3月29日、当社は東京証券取引所市場第二部へ上場の運びとなりました。関係各位のご理解、ご支援に厚く感謝申し上げます。

今後も、「お客様に常に感謝の心を持ち、安心・安全かつ価値あるごま製品を提供することで、健康でより豊かな食生活の実現に貢献する」という経営理念の下に、企業価値の向上に努めてまいります。

・生産の状況

(単位：トン)

区 分	前 期	当 期	対 前 期 比
ごま油生産量	24,001	22,616	94.2%
食品ごま生産量	9,078	8,954	98.6%
脱脂ごま生産量	19,291	18,123	93.9%

(注) ごま油生産量には輸入原料油の処理を含みます。

・セグメント別売上高の状況

セグメントの名称	前 期	当 期	対 前 期 比
ごま油(百万円)	17,936	17,481	97.4%
内 訳			
(ごま油(百万円))	(17,396)	(17,024)	(97.8%)
(脱脂ごま(百万円))	(539)	(457)	(84.7%)
食品ごま(百万円)	3,894	3,881	99.6%
その他(百万円)	4	3	70.8%
合 計(百万円)	21,835	21,366	97.8%

②設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は567百万円で、その主なものは次の通りであります。

イ. 当期中に完成した主要設備

- ・ごま油事業 小豆島工場 生産設備の更新

ロ. 当期継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当期中に実施した重要な固定資産の売却・撤去・滅失

該当事項はありません。

### ③資金調達の状態

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と契約総額3,000百万円の特定融資枠契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン）を締結しております。

特定融資枠契約の総額	3,000百万円
借入実行残高	一百万円
借入未実行残高	3,000百万円

### (2) 直前3期の財産及び損益の状況

区 分	第52期	第53期	第54期	第55期
	(平成21年3月期)	(平成22年3月期)	(平成23年3月期)	(当期) (平成24年3月期)
売上高（百万円）	22,223	22,328	21,835	21,366
当期純利益（百万円）	1,013	1,539	1,521	1,439
一株当たり当期純利益(円)	107.82	163.77	161.91	153.14
総資産（百万円）	19,372	21,490	22,679	23,201
純資産（百万円）	15,391	16,483	17,333	18,194
一株当たり純資産額(円)	1,637.40	1,753.57	1,844.06	1,935.63

### (3) 対処すべき課題

当社は、ごまのトップメーカーとしての地歩を築いておりますが、食品業界の経営環境は厳しく、原料価格の不安定さ、少子高齢化による国内需要の減退、安全性確保や環境保護等の課題に対して以下の通り取り組んでまいります。

- ① コスト削減と、コストに見合った価格の実現
- ② 国内市場では量から質への転換、海外市場での需要の拡大
- ③ 今後のごま需要の動向を見据えた上での生産体制の推進
- ④ 品質管理の徹底による安心・安全の更なる追求、研究開発の推進
- ⑤ コンプライアンス体制の強化と内部統制システムの構築によるCSR（企業の社会的責任）の向上

当社は、これらの施策により、経営環境の変化に即応できる経営基盤・体質の強化を一層進めてまいります。

(4) 主要な事業内容 (平成24年3月31日現在)

事業内容	主要製品
ごま油事業	ごま油、調合油、辣油、脱脂ごま
食品ごま事業	いりごま、すりごま、あらいごま、ねりごま

(5) 主要な営業所及び工場 (平成24年3月31日現在)

本社 東京都品川区西五反田8丁目2番8号  
支店 仙台(青葉区)、東京(品川区)、名古屋(中区)、大阪(吹田市)  
工場 香川県(小豆郡)

(6) 使用人の状況 (平成24年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
270 (28) 名	1 (5) 名増	39.8歳	14.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイト及び非常勤嘱託は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況（平成24年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 16,000,000株
- ②発行済株式の総数 9,400,000株
- ③株主数 4,996名
- ④大株主（上位13名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
三 菱 商 事 株 式 会 社	2,575,800	27.40
三 井 物 産 株 式 会 社	2,100,000	22.34
小 澤 物 産 株 式 会 社	1,551,000	16.50
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	300,000	3.19
国 分 株 式 会 社	300,000	3.19
日清食品ホールディングス株式会社	300,000	3.19
株式会社 J - オイルミルズ	100,000	1.06
日 本 山 村 硝 子 株 式 会 社	100,000	1.06
か ど や 製 油 従 業 員 持 株 会	95,200	1.01
エ バ ラ 食 品 工 業 株 式 会 社	50,000	0.53
キ ュ ー ピ ー 株 式 会 社	50,000	0.53
小 澤 美 紀	50,000	0.53
小 澤 和 彦	50,000	0.53

(注) 持株比率は自己株式（124株）を控除して計算しております。

## (2)会社役員に関する事項

### ①取締役及び監査役の状況（平成24年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役社長	小澤二郎	
取締役	水戸優	専務執行役員・原料部長
取締役	井藤龍平	常務執行役員・工場長・食品部長
取締役	佐野雅明	執行役員・販売推進部長
取締役	吉岡努	執行役員・副工場長・事務部長
取締役	戸倉章博	執行役員・管理部長
取締役	織間弘明	執行役員・販売業務部長
取締役	逸見信彦	小澤物産株式会社 監査役
常勤監査役	山中務	
監査役	川上三知男	東京芝法律事務所
監査役	京谷裕	三菱商事株式会社
		生活産業グループCEOオフィス 室長代行
監査役	古谷俊弘	三井物産株式会社
		食料・リテール本部 食料・リテール業務部
		連結リスク管理室 業務プロセス管理チーム
		チームリーダー
監査役	兼田隆	小澤物産株式会社 執行役員 管理部長兼物流部長

- (注) 1. 取締役逸見信彦氏は社外取締役であります。
2. 監査役川上三知男氏、京谷裕氏、古谷俊弘氏、兼田隆氏は、社外監査役であります。なお、当社は川上三知男氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 監査役川上三知男氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 平成23年6月23日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって、取締役土屋誠氏は任期満了により退任、監査役伊藤良一氏は辞任により退任いたしました。
5. 平成23年6月23日開催の第54回定時株主総会において、新たに古谷俊弘氏、兼田隆氏は監査役に選任され、就任いたしました。
6. 平成24年4月1日をもって取締役織間弘明氏は辞任により退任いたしました。

②取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 ( 1 )	258百万円 ( 6百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	6名 ( 5 )	34百万円 ( 14百万円)
合 計 (うち社外役員)	15名 ( 6 )	293百万円 ( 20百万円)

- (注) 1. 上記には、平成23年6月23日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は平成18年6月29日開催の第49回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は平成21年6月25日開催の第52回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末現在の取締役は8名(うち社外取締役は1名)、監査役は5名(うち社外監査役は4名)であります。  
上記の取締役および監査役の支給人員と相違しておりますのは、平成23年6月23日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名(うち社外監査役1名)が含まれているためであります。
5. 上記の報酬等の総額には以下のものが含まれております。  
・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額68百万円(取締役7名に対し65百万円、監査役1名に対し2百万円)。
6. 当社は、平成21年6月25日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。  
これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し5百万円の役員退職慰労金を支給しております。



### ③社外役員に関する事項

#### イ. 重要な兼職状況及び当社と当該兼職先との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当社と当該兼職先との関係
取締役	逸見信彦	小澤物産株式会社	監査役	小澤物産株式会社は、当社の大株主であります。また、同社と当社との間には、製品の保管荷役及び運送委託、製品の販売等の取引関係があります。
監査役	川上三知男	東京芝法律事務所	弁護士	—
監査役	京谷裕	三菱商事株式会社	生活産業グループ CEOオフィス 室長代行	三菱商事株式会社は、当社の大株主であります。また、同社と当社との間には、原材料の仕入、製品の販売等の取引関係があります。
監査役	古谷俊弘	三井物産株式会社	食料・リテール本部 食料・リテール業務部 連結リスク管理室 業務プロセス管理チーム チームリーダー	三井物産株式会社は、当社の大株主であります。また、同社と当社との間には、原材料の仕入、製品の販売等の取引関係があります。
監査役	兼田隆	小澤物産株式会社	執行役員 管理部長兼物流部長	小澤物産株式会社は、当社の大株主であります。また、同社と当社との間には、製品の保管荷役及び運送委託、製品の販売等の取引関係があります。

ロ. 当期における主な活動状況

	活動状況
取締役 逸見 信彦	当期に開催された取締役会12回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づいて意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 川上 三知男	当期に開催された取締役会12回すべてに出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 京谷 裕	当期に開催された取締役会12回のうち11回出席し、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 古谷 俊弘	当期に開催された取締役会10回すべてに出席し、監査役会10回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 兼田 隆	当期に開催された取締役会10回すべてに出席し、監査役会10回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

- (注) 1. 監査役古谷俊弘氏は、平成23年6月23日開催の第54回定時株主総会において選任されたため、開催回数が他の監査役と異なります。なお、就任後の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は10回であります。
2. 監査役兼田隆氏は、平成23年6月23日開催の第54回定時株主総会において選任されたため、開催回数が他の監査役と異なります。なお、就任後の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は10回であります。

ハ. 責任限定契約の内容の概況

当社と社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

(3)会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

イ. 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	26百万円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一百万円
合 計	26百万円

(注) 当社は会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記イ. の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社監査役会が会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

##### ①取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- a 経営理念、企業行動憲章、コンプライアンス規程等のコンプライアンス体制に係る規程を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- b コンプライアンス体制の運用と徹底を図るため、管理部門担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。また、コンプライアンス委員会が中心となって取締役及び使用人に対しコンプライアンス教育・啓発を行う。
- c 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス委員会または顧問弁護士を情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。
- d 監査役及び、内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室は連携し、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。また、監査役及び監査室は、コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。
- e 反社会的勢力に対しては、企業行動憲章に基づき、毅然とした態度で対処し、一切の関係を遮断する。

##### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、文書管理規程その他関係規程に従い、適切に保存及び管理する。

##### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として経営危機管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。万一不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等社外専門家の助言を得ながら迅速な対応を行い、損害の拡大防止と、損害を最小限に止める体制を整備する。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に常務以上の役員で構成する経営会議で議論し、その審議を経て執行決定を行う。
  - b 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、これらの規程に従って執行する。
  - c 執行役員制度の導入により、取締役会の機能を強化するとともに、業務執行を円滑に行う。
- ⑤当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社と関係会社とは、法令及び社会規範を遵守した適切な取引を行う。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a 取締役は、取締役会等において、担当する業務の執行状況を出席した監査役に報告する。
  - b 上記aに関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会は、経営陣と定期的に意見交換会を開催する。
- ⑨財務報告の信頼性を確保するための体制
- 社長の指示の下、監査室及び管理部を主たる部門として、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、必要に応じて改善を進める。
- また、取締役会は、財務報告に係る内部統制に関して適切に監督を行う。

⑩反社会勢力排除に向けた体制整備に関する内容

当社及びその特別利害関係者、株主、取引先等は反社会的勢力とのかかわりはありません。当社は、社団法人日本経済団体連合会が公表した「企業行動憲章 実行の手引き」（平成19年4月改訂）及び「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月 犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）を基本理念として尊重し、これらに沿って体制を構築し運用しております。当社における方針・基準等については、「経営理念」「企業行動憲章」「具体的行動に際しての指針」において定めており、主要な社内会議等の機会をとらえて繰り返しその内容の周知徹底を図っております。そして、「反社会的勢力対応規程」を制定し、就業規則においても反社会的勢力に対する勤務心得を付記しております。全社員が、いつ何どきにおいても、反社会的勢力が接触してきた際に適切に対応できるよう、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定して常に関係遮断を図っております。また、適時（概ね年間1回）外部の講師を招き、あるいは研修教材を用いて、当社のすべての役員、従業員を対象にした反社会的勢力との関係遮断に関する研修会を開催しております。これらの施策により、当社のすべての役員、従業員は反社会的勢力との絶縁が極めて重要にしてかつ永遠のテーマであることを理解しております。

# 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	16,540	流 動 負 債	4,194
現金及び預金	7,068	買掛金	2,045
取手	4	未払金	1,150
商品及び製品	4,534	未払費用	36
原材料	891	預り金	32
仕掛品	2,967	未払法人税等	563
貯蔵品	551	未払消費税等	116
前払費用	65	賞与引当金	179
未収入金	175	役員賞与引当金	68
繰延税金資産	30	固 定 負 債	812
繰延税金資産	213	退職給付引当金	700
繰延税金資産	35	資産除去債務	70
固 定 資 産	6,661	長期未払金	41
有形固定資産	5,132	負 債 合 計	5,006
建物	1,542	(純資産の部)	
構築物	291	株 主 資 本	18,153
機械装置	1,663	資 本 金	2,160
車両運搬具	21	資 本 剰 余 金	3,082
工具器具備品	73	資本準備金	3,082
土地	1,540	利 益 剰 余 金	12,911
無形固定資産	16	利益準備金	250
電話加入権	6	その他利益剰余金	12,660
水道施設利用権	3	別途積立金	8,940
ソフトウェア	6	繰越利益剰余金	3,720
投資その他の資産	1,512	自 己 株 式	△0
投資有価証券	990	評価・換算差額等	40
出資	0	その他有価証券評価差額金	21
長期貸付金	37	繰延ヘッジ損益	19
長期前払費用	7	純 資 産 合 計	18,194
差入保証金	45	負 債 純 資 産 合 計	23,201
繰延税金資産	44		
破産更生債権等	257		
繰延税金資産	43		
繰延税金資産	161		
繰延税金資産	△77		
貸倒引当金	△77		
資 産 合 計	23,201		

(注1) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

(注2) 貸借対照表に関する注記は20頁に記載しております。

# 損 益 計 算 書

( 平成23年 4 月 1 日から  
平成24年 3 月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	21,366
売上原価	11,945
売上総利益	9,421
販売費及び一般管理費	6,814
営業利益	2,606
営業外収入	70
受取利息及び配当金	47
受取補償金	7
為替差益	3
雑収入	11
営業外費用	65
支払手数料	33
株式公開費	26
雑損失	6
経常利益	2,611
特別利益	35
固定資産売却益	0
補助金収入	35
特別損失	56
固定資産除却損	29
固定資産売却損	0
固定資産圧縮損	26
投資有価証券売却損	0
役員権評価損	0
税引前当期純利益	2,590
法人税、住民税及び事業税	1,125
法人税等調整額	24
当期純利益	1,439

(注1) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

(注2) 損益計算書に関する注記は21頁に記載しております。



# 株主資本等変動計算書

( 平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで )

(単位：百万円)

株主資本		
資本		
金		
当期首残高		2,160
当期変動額		
当期変動額合計		—
当期末残高		2,160
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		3,082
当期変動額		
当期変動額合計		—
当期末残高		3,082
資本剰余金合計		3,082
当期首残高		3,082
当期変動額		
当期変動額合計		—
当期末残高		3,082
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		250
当期変動額		
当期変動額合計		—
当期末残高		250
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高		8,640
当期変動額		
別途積立金の積立		300
当期変動額合計		300
当期末残高		8,940
繰越利益剰余金		
当期首残高		3,192
当期変動額		
別途積立金の積立		△300
剰余金の配当		△610
当期純利益		1,439
当期変動額合計		528
当期末残高		3,720
利益剰余金合計		
当期首残高		12,082
当期変動額		
別途積立金の積立		—
剰余金の配当		△610
当期純利益		1,439
当期変動額合計		828
当期末残高		12,911

(単位：百万円)

自己株式		
当期首残高		△0
当期変動額		
自己株式の取得		—
当期変動額合計		—
当期末残高		△0
株主資本合計		
当期首残高		17,325
当期変動額		
剰余金の配当		△610
当期純利益		1,439
自己株式の取得		—
当期変動額合計		828
当期末残高		18,153
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高		△8
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		29
当期変動額合計		29
当期末残高		21
繰延ヘッジ損益		
当期首残高		16
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		2
当期変動額合計		2
当期末残高		19
評価・換算差額等合計		
当期首残高		8
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		32
当期変動額合計		32
当期末残高		40
純資産合計		
当期首残高		17,333
当期変動額		
剰余金の配当		△610
当期純利益		1,439
自己株式の取得		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		32
当期変動額合計		860
当期末残高		18,194

(注1) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

(注2) 株主資本等変動計算書に関する注記は21頁に記載しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

- ・ 其他有価証券
- ・ 時価のあるもの
- ・ 時価のないもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。  
移動平均法による原価法を採用しております。

##### ②デリバティブ等の評価基準及び評価方法

- ・ デリバティブ

時価法を採用しております。

##### ③たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品・原材料
- ・ 製品・仕掛品
- ・ 貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。  
総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。  
最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～60年
機械及び装置	7～10年

##### ②無形固定資産

(リース資産を除く)

- ・ 自社利用のソフトウェア
- ・ その他の無形固定資産

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。  
定額法を採用しております。

- (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物電信為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (4) 引当金の計上基準
- |          |   |
|----------|---|
| ①貸倒引当金   | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ②賞与引当金   | 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。  |
| ③役員賞与引当金 | 役員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。   |
| ④退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。                                    |
- (5) ヘッジ会計の方法
- |              |   |
|--------------|---|
| ①ヘッジ会計の方法    | 繰延ヘッジ処理によっております。  |
| ②ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段 … 為替予約取引<br>ヘッジ対象 … 外貨建の買掛金                                       |
| ③ヘッジ方針       | 社内のリスク管理方針に基づき為替変動リスクをヘッジしております。  |
| ④ヘッジ有効性評価の方法 | ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。 |
- (6) その他計算書類作成のための基本となる事項
- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 消費税等の会計処理 | 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 |
|-----------|-------------------------|

## 2. 貸借対照表に関する注記

- |  |          |
|--|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額   | 8,063百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。                                    |          |
| ①短期金銭債権  | 2,835百万円 |
| ②短期金銭債務  | 904百万円   |
| (3) 取締役及び監査役に対する長期金銭債務   | 41百万円    |
| (4) 期末日満期手形  |          |
| 手形交換日をもって決済処理しております。なお、当期末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。 |          |
| 受取手形   | 1百万円     |

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①売上高	12,649百万円
②仕入高	5,314百万円
③営業取引以外の取引による取引高	334百万円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	9,400千株	—	—	9,400千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	0千株	—	—	0千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

#### ①配当金支払額等

・平成23年6月23日開催の第54回定時株主総会による配当に関する事項

・配当金の総額	610百万円
・1株当たり配当額	65円
・基準日	平成23年3月31日
・効力発生日	平成23年6月24日

②基準日が当事業年度に属する配当の内、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

・平成24年6月26日開催の第55回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	610百万円
・1株当たり配当額	65円
・基準日	平成24年3月31日
・効力発生日	平成24年6月27日

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	平成24年3月31日現在
(流動の部)	
繰延税金資産	
賞与引当金	68百万円
未払金	91百万円
未払事業税	41百万円
未払費用	12百万円
繰延税金資産合計	213百万円
(固定の部)	
繰延税金資産	
退職給付引当金	251百万円
資産除去債務	25百万円
長期未払金	15百万円
繰延資産	1百万円
減価償却費	0百万円
貸倒引当金	21百万円
投資有価証券	99百万円
会員権	6百万円
繰延税金資産合計	421百万円
繰延税金負債	
有形固定資産	△12百万円
株式売却益	△7百万円
繰延ヘッジ損益	△11百万円
その他有価証券評価差額金	△11百万円
繰延税金負債合計	△43百万円
評価性引当額	△119百万円
繰延税金資産の純額	257百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率と差額原因

平成24年3月31日現在

法定実効税率	40.69%
(調整)	
交際費等の一時差異に該当しない項目	1.70%
住民税均等割額	0.67%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.95%
その他	△0.58%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.43%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.64%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は50百万円減少し、法人税等調整額が53百万円、その他有価証券評価差額金が1百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円、それぞれ増加しております。

## 6. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に営業活動による現金収入により確保しております。また、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、当該リスクに関しては、与信管理部署である販売業務部において、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度ごとに把握する体制をとっております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、当該リスクに関しては、管理部において定期的に時価や発行体の財務状況を把握する体制をとっております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。

また、営業債務などの流動負債はその決済時において流動性リスクに晒されますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針に係る事項「(5)ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

また、デリバティブ取引については、取引の契約先を信用度の高い商社に限っているため、相手先の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。また、為替予約取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、外貨建輸入取引実行時に原料購入部門が行っており、取引の都度、経理部門に報告をしております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2.参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	7,068	7,068	—
(2) 受取手形	4	4	—
(3) 売掛金	4,534	4,534	—
(4) 投資有価証券	740	740	—
資産計	12,347	12,347	—
(1) 買掛金	2,045	2,045	—
(2) 未払金	1,150	1,150	—
(3) 未払法人税等	563	563	—
負債計	3,759	3,759	—
デリバティブ取引 (*1)	31	31	—

(\*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

#### 負 債

#### (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、為替予約等の予定取引における当期末時点の評価差額によるものであります。

また、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (*1)	250

(\*1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	7,068	—	—	—
受取手形	4	—	—	—
売掛金	4,534	—	—	—
合計	11,606	—	—	—

(注) 4. 社債、新株予約権付社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額  
該当事項はありません。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
					役員の兼任等	事業上の関係					
その他の関係会社（当該その他の関係会社の親会社を含む）	三菱商事㈱	百万円 204,446	総合商社	（被所有） 直接27.4%	—	原材料の主要仕入先(29.2%)であり製品の主要販売代理店(16.0%)であります。	営業取引	製品の販売 (注)	百万円 3,412	売掛金	百万円 734
								原材料の仕入 (注)	百万円 2,623	買掛金	百万円 429
	三井物産㈱	百万円 341,481	総合商社	（被所有） 直接22.3%	—	原材料の主要仕入先(29.9%)であり製品の主要販売代理店(43.2%)であります。	営業取引	製品の販売 (注)	百万円 9,235	売掛金	百万円 2,100
								原材料の仕入 (注)	百万円 2,690	買掛金	百万円 443
	小澤物産㈱	百万円 50	流体搬送機器・貯蔵用機器等の販売	（被所有） 直接16.5%	役員2名	製品の保管荷役及び運送委託	営業取引 以外の取引	製品の販売 (注)	百万円 1	売掛金	百万円 0
								支払運賃他 (注)	百万円 333	未払金	百万円 31

(注) 上記の金額の内、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

製品の販売及び原材料の購入についての価格その他の取引条件は、他の取引先と同様の条件であります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額

1,935円63銭

② 1株当たり当期純利益

153円14銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 10. その他の注記

### ・追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

### ・退職給付に関する注記

#### （1）採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度に加えて、酒フーズ厚生年金基金に加入していますが、当該厚生年金基金制度は退職給付会計実務指針33項の例外処理に該当する制度であります。

また、当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成20年10月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。

#### （2）退職給付債務及びその内訳

	平成24年3月31日現在
退職給付債務	△700百万円
退職給付引当金	△700百万円

#### （3）退職給付費用に関する事項

	平成23年4月 1日から 平成24年3月31日まで
勤務費用	65百万円
小 計	65百万円
総合型厚生年金基金への拠出額	89百万円
従業員拠出金	△27百万円
小 計	61百万円
退職給付費用	126百万円
その他	10百万円
合 計	136百万円

（注）厚生年金基金の代行部分を含めて表示しております。

「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

(4) 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

①積立状況に関する事項（平成23年3月31日現在）

年金資産の額	52,860百万円
年金財政計算上の給付債務の額	63,203百万円
差引額	<u>△10,342百万円</u>

②制度全体に占める当社の拠出金割合（平成23年3月31日現在）

2.0%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高12,406百万円、別途積立金2,063百万円であります。

・資産除去債務に関する注記

当事業年度末（平成24年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

小豆島工場等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務ならびに石綿障害予防規則及び建設リサイクル法に伴う撤去費用等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該資産の耐用年数に応じて9年から60年と見積り、割引率は使用見込期間に対応した利付国債の流通利回り0.95%から1.98%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	69百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
時の経過による調整額	1百万円
期末残高	<u>70百万円</u>

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月8日

かどや製油株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水 上 亮比呂 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉 村 孝 郎 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、かどや製油株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月11日

かどや製油株式会社 監査役会

常勤監査役	山	中	務	Ⓔ
監査役	川	上	三知男	Ⓔ
監査役	京	谷	裕	Ⓔ
監査役	古	谷	俊弘	Ⓔ
監査役	兼	田	隆	Ⓔ

(注) 監査役川上三知男、監査役京谷裕、監査役古谷俊弘及び監査役兼田隆は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重点政策の一つとして位置付けており、配当性向の目標は当期純利益の40%を目処としております。ただし、業績に関わらず1株当たり20円以上の配当を継続して行えるよう努力してまいります。

この配当政策に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき普通配当65円とさせていただきますと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金65円	総額610,991,940円
-----------------	----------------

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月27日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	300,000,000円
-------	--------------

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	300,000,000円
---------	--------------



## 第2号議案 監査役5名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役全員（5名）が任期満了となりますので、監査役5名の選任をお願いするものであります。

尚、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社の株式の数
1	やま なか つとむ 山 中 務 (昭和24年9月5日生)	昭和48年4月 株式会社菱化ホームズ入社 昭和51年12月 同社退社 昭和52年4月 クラリオン東京販売株式会社入社 昭和53年10月 同社退社 昭和53年10月 当社入社 平成8年6月 当社東京支店長 平成9年5月 当社仙台支店長 平成11年7月 当社大阪支店長 平成13年6月 当社取締役大阪支店長就任 平成15年6月 当社取締役東京支店長就任 平成15年6月 当社執行役員東京支店長 平成17年6月 当社執行役員販売部販売統括室長 平成18年6月 当社執行役員監査室長 平成20年6月 当社常勤監査役就任（現任）	3,200株
2	かわ かみ み ち お 川 上 三 知 男 (昭和18年4月3日生)	昭和54年4月 弁護士登録 東京芝法律事務所入所（現任） 平成13年6月 当社監査役就任（現任）	0株
3	きょう や ゆたか 京 谷 裕 (昭和37年1月7日生)	昭和59年4月 三菱商事株式会社入社 平成20年4月 同社農水産本部穀物ユニットマネージャー 平成22年6月 当社監査役就任（現任） 平成23年4月 三菱商事株式会社生活産業グループCEOオフィス 室長代行 平成24年4月 同社生活産業グループ新興市場事業開発ユニット マネージャー（現任）	0株

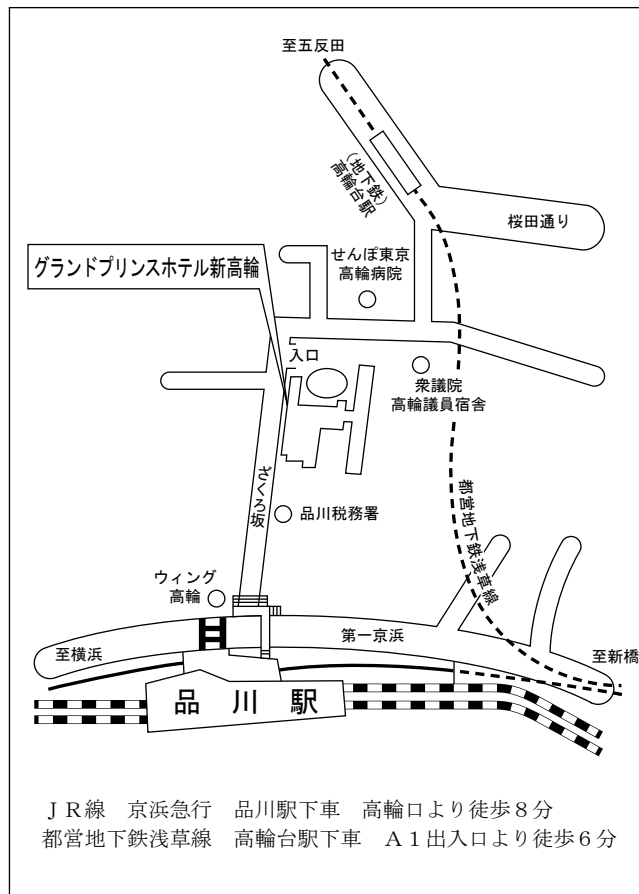
候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
4	ふる や とし ひろ 古 谷 俊 弘 (昭和36年1月23日生)	昭和59年4月 三井物産株式会社入社 平成元年10月 株式会社一冷出向 平成5年4月 三井物産株式会社畜産飼料部畜産グループ 平成9年7月 米国三井物産株式会社食料部 平成11年7月 三井物産株式会社食料本部 飼料畜産部飼料原料グループ 平成15年5月 台湾三井物産株式会社食料部部長 平成19年8月 株式会社一冷出向 代表取締役社長 平成20年4月 プライフーズ株式会社出向 専務取締役 一冷カンパニー長 平成23年4月 三井物産株式会社 食料・リテール本部 食料・リテール業務部 連結リスク管理室 業務プロセス管理チーム チームリーダー 平成23年6月 当社監査役就任 (現任) 平成24年4月 三井物産株式会社 食糧業務部・食品事業業務部 連結リスク管理室 業務プロセス管理チーム 食の安全管理チーム チームリーダー (現任)	0株
5	かね た たかし 兼 田 隆 (昭和23年12月7日生)	昭和42年4月 菱油販売株式会社入社 平成11年4月 同社管理部統括部長 平成15年6月 同社取締役 平成15年7月 小澤物産株式会社入社 経理財務部副部長 平成18年4月 同社理事 管理部長 平成23年6月 同社執行役員 管理部長兼物流部長 (現任) 平成23年6月 当社監査役就任 (現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間の特別の利害関係について  
各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
- (1) 川上三知男、京谷裕、古谷俊弘、兼田隆の4氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は川上三知男氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- (2) 社外監査役候補者の選任理由について
- ①川上三知男氏は、弁護士としての専門的知識と経験等を、当社監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はございませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。
- ②京谷裕、古谷俊弘及び兼田隆の3氏は、豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識を、当社監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (3) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について  
川上三知男、京谷裕、古谷俊弘、兼田隆の4氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ11年、2年、1年、1年であります。
- (4) 責任限定契約の概要  
川上三知男、京谷裕、古谷俊弘、兼田隆の4氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当社は4氏との間で、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

(東京都港区高輪3丁目13番1号  
グランドプリンスホテル新高輪3階「天平」の間)



この招集通知は、再生紙及び環境に優しい大豆油インキを使用しております。